平成２２年（フ）第７７７号
鹿児島県鹿児島市東俣町2035番地１
破産者　有限会社永田建設工業
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
新潟市中央区上大川前通三番町126番地
破産者　株式会社高春組
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０号
石川県加賀市山中温泉南町ニ５番地
破産者　山中観光事業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１６１号
山梨県笛吹市八代町南1228番地
破産者　有限会社アワーズ
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
山梨県笛吹市石和町窪中島134番地１
破産者　有限会社ハリカ石和店
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第９１号
長野県松本市庄内２丁目５番３号
破産者　日本調温株式会社
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４１７号
岐阜市江添３丁目５番５―101
破産者　株式会社スフィーダ
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
愛知県稲沢市井之口小番戸町39番地
破産者　株式会社アイキリース
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７８９号
京都府城陽市寺田東ノ口17―82福田ビル１Ｆ
破産者　有限会社Ｋ．トップロード
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第５１８号
広島県福山市明治町13番32号
破産者　中国山陽ハウジング株式会社
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５号
長崎県対馬市豊玉町田824番地第２
破産者　有限会社小西建設
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第７３７号
宮崎市佐土原町下那珂3553番地、商業登記簿上の本店所在地宮崎市大字島之内6711番地５
破産者　株式会社杉田測量設計コンサルタント
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９７８号
福岡市博多区博多駅南１丁目11番18号
破産者　光工業写真有限会社
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７０号
山口県山口市小郡下郷1075番地の１
破産者　沖田建設有限会社
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０７号
福岡市西区石丸２丁目４番24号
破産者　株式会社ウエルネス
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９１号
岡山県真庭市湯原温泉365番地
破産者　有限会社魚耕ストアー
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４９１号
福岡市早良区賀茂４丁目22番10号
破産者　株式会社上田工務店
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５２号
福岡市博多区元町２―１―１―802
破産者　松原　政則
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５３号
福岡市博多区元町２―１―１―802
破産者　松原　栄子
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１４号
福岡市博多区博多駅東２丁目８番９号
破産者　株式会社ＳＣＡＴ
１　決定年月日　平成23年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７３号
仙台市若林区遠見塚１丁目16番11号
破産者　有限会社バロン
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第８９９号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番28号　ハイツロマン503号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市越戸３丁目10番10号　ナイスグランソレイユ越戸209号室
破産者　清水　勝已
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係